法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更申請の承認、却下通知書
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

貴法人から令和　　年　　月　　日付でされた 棚卸資産の評価方法 / 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 / 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類	変更しようとする評価方法等	承認・却下の区分
（処分の理由）			

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

05.06改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

棚卸資産の評価方法　　承 認
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更申請の　　通知書
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　却 下

1　使用目的

「棚卸資産の評価方法　　承 認
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更申請の　　通知書」は、棚卸資産の評価方法、
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　却 下
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法　　「承認」 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　及び　　の箇所については、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　」　　「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本　　文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。
棚卸資産の区分･短期売買商品等の種類等及び区分･有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、その種類及び特定自己発行暗号資産、その他暗号資産の区分）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し､国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。